目 次

令和	1元年12月17日(火曜日)	
議	事日程(第1号)	
	開議(午前9時30分)	
	招集告示	1
	議会運営委員会委員長報告	2
	開会、開議	5
	諸般の報告	5
	会議録署名議員の指名	5
	会期の決定	5
	閉会中の継続調査及び継続審査結果報告	6
	(総務建設常任委員会)	6
	(教育民生常任委員会)	1 (
	(議会活性化特別委員会)	1 3
	(決算特別委員会)	1 4
	委員長報告に対する質疑	1 8
	(総務建設常任委員会)	1 8
	(教育民生常任委員会)	1 8
	(議会活性化特別委員会)	1 9
	(決算特別委員会)	1 9
	討論、採決(決算認定)	1 9
	議案の上程、提案理由の説明(議案第1号~議案第16号)	2 1
	提案理由に対する質疑(議案第1号~議案第16号)	3 (
	委員会付託(議案第1号~議案第13号、議案第16号)	3 (
	討論、採決(議案第14号~議案第15号)	3 (
	伝法川防災溜池事業組合議員の選挙(選挙第1号)	3 1
	議案の上程、趣旨説明(発議第1号)	3 2
	趣旨説明に対する質疑(発議第1号)	3 3
	討論、採決(発議第1号)	3 3
	散会(午前11時12分)	3 4

令和元年12月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 101 号

令和元年12月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 12 月 10 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

1、期 日 令和元年12月17日(火)

2、場 所 土庄町役場 議場

令和元年12月17日 (火曜日) 午前9時30分 各議員着席

○議長(濵野良一君)

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。 三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

皆さん、おはようございます。

本日、令和元年 12 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

9月議会以降約3カ月が経ちますが、その中で町内外で少し皆さんに、知っている話もございますがご報告させていただき、挨拶に代えさせていただきたいと思います。

まず 10 月の 29 日でございました。これは東京でございましたが、アニメの 聖地 88 っていうので土庄町が 2020 年のアニメ聖地の中で選ばれました。から かい上手の高木さんパート 2 ということです。来年以降、この聖地をもって P Rをしていこうかなと思っております。

続きまして、瀬戸内国際芸術祭。これも4回目でございましたが、7月26日から始まりまして11月4日にやっと終わったところでございますが、お陰をもちまして4回目、過去最高の人員の集客を見込みました。

そして、包括協定でございますが、業界 2 位とは言え近畿日本ツーリスト、

KNTさんですが、唯一東証上場企業ということと、それからセブンイレブンさんが11月29日です。近畿日本ツーリストさんは11月5日ということで包括協定をさせていただいておりまして、今後町の観光発展、それからセブンイレブンさんにつきましては、災害協定も含めて包括の協定をさせていただきました。セブンイレブンさんにつきましては、小豆島2町でもって包括協定をさせていただきました。

また、石の島ということで日本遺産登録を認定させていただいたんですが、 その中で 11 月 17 日にクルージングを実施させていただきました。小豆島町さんはその前の月ですね、やっておりましたので、土庄町民の多くの皆さんが行っていない、知らないということでクルージングをさせていただきました。

そして、今月でございますけれども、マルタ大使のアンドレ・スピテリさんが講演をマルタの国内のこと、それから英語圏でもあるという話も聞きながら、学校の先生もどうですかという話も言っておりました。また、その次の週ですけれども、12月15日でございますけれども、松坂健さんによるホスピタリティとはということで、おもてなしということを題材にですね、観光の島、観光の町ということの、もしこういうことができればという話もいただいております。

そして、最後になりますけれども雲仙市の交流ツアーということで12月の8、9の2日間にわたってですね、29名で参加させていただいて、より雲仙市さんとの交流を深めていこう、また今後いろんなことで協力していこうということで、今回ツアーを組ませていただいて29名参加しました。来年以降につきましても、もっと雲仙市さんと交流ができたらという思いでおります。

ということで、本日の提案の議案につきましては、補正予算関係が 5 件、条例関係が 8 件、契約が 2 件、財産の無償譲渡 1 件の合計 16 件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長(濵野良一君)

去る 12 月 10 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長 (川本貴也君)

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月10日、委員会室におきまして、12月議会定例会の会

期、日程等を審査いたしました。

まず、会期でございますが、本日 17 日から 20 日までの 4 日間を予定いたしております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査結果を各委員長から、また継続審査結果を決算特別委員長から報告していただき、その後報告に対する質疑を行いたいと思います。

続きまして、平成30年度決算認定について、討論、採決を行います。

次に、執行部より議案第1号から議案第16号までの提案理由の説明を受けまして、質疑を行います。

次に、議案第1号から議案第13号及び議案第16号を各常任委員会に付託したいと思います。

次に、議案第 14 号、第 15 号の討論、採決。続きまして、選挙第 1 号 伝法川 防災溜池事業組合議会議員の選挙を行います。

次に、発議第1号 所得税法第56条及び第57条の見直しを求める意見書の上程、質疑、討論、採決までを行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれまして付託議案の審査をお願いしたいと思います。

18日水曜日、19日木曜日は休会とし、20日金曜日は、まず初めに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただきまして、質疑を行います。

続いて一般質問を行います。一般質問は、通告期限であります 12 月 6 日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第1号から議案第13号及び議案第16号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申し出についての採決をお 願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただきまして、12月議会定例会を終了する予定に しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長(濵野良一君)

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は本日から 20日までの4日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審 議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和元年 12 月 17 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1番(茂木邦夫君)2番(鈴木美香君)3番(福本達雄君)4番(三木俊明君)5番(岡野能之君)6番(岡本経治君)7番(髙橋正博君)8番(福本耕太君)9番(川本貴也君)10番(井上正清君)11番(木場隆司君)12番(濵野良一君)

- 2、 欠席議員 なし
- 3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長 (三枝邦彦) 教 育 長 (下地芳文) 参事兼総務課長 (鳥井基史) 参事兼企画課長 (椎木 孝) 出納室兼税務課長 (奥村 忠) 福 祉 課 長 (笹山恵子) 健康増進課長 (山本真由美) 住民環境課長 (三木新治) 建 設 課 長 (濵口浩司) 農林水産課長 (石床勝則) 商工観光課長 (蓮池幹生) 教育総務課長 (佐伯浩二) 生涯学習課長 (宮原正行) 総務課副主幹 (島原正喜)

議会事務局職員

議会事務局長(渡辺志保) 書記(須藤英彦)

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和元年12月土庄町議会定例会議事日程(第1号)

令和元年12月17日(火曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、 議会活性化特別委員会、決算特別委員会)
- 第 4 継続審査 議案第4号 平成30年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算 の認定について
- 第 5 議案第1号 令和元年度土庄町一般会計補正予算(第4号)
- 第 6 議案第2号 令和元年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第3号 令和元年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第4号 令和元年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 議案第5号 令和元年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 10 議案第6号 土庄町行政不服審査関係手数料条例及び土庄町固定資産評価審査委 員会条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第7号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第8号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正 する条例
- 第 13 議案第9号 土庄町監査委員条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第10号 十庄町附属機関設置条例
- 第 15 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 16 議案第12号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第 17 議案第13号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 第 19 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 第 20 議案第16号 財産の無償譲渡について
- 第 21 選挙第1号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について
- 第 22 発議第1号 所得税法第56条及び第57条の見直しを求める意見書について

開会、開議

○議長(濵野良一君)

ただ今の出席議員は、12 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年 12 月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長(濵野良一君)

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長(濵野良一君)

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において 11 番木場隆司君、1 番茂木邦夫君を指名いたします。

会期の決定

○議長(濵野良一君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月17日から12月20日までの4日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの4日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告

○議長(濵野良一君)

日程第3、閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長(岡本経治君)

おはようございます。

閉会中の令和元年 10 月 11 日と 12 月 4 日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

10月11日に商工観光課より、エンジェルロードの駐車場整備について土庄町施設整備推進会議で協議している内容について報告がありました。

平成30年度のエンジェルロードの推定入り込み客数は、25万人を超えており、 来場者が増加している。一方で、エンジェルロードには多くの観光客を受け入 れるだけの駐車場が不足しており、来訪者が不便であるだけではなく、隣接す る国道 436 の渋滞は地域住民の日常生活に支障をきたしている。また、交通安 全の面からも危険性を指摘されていることから多くの方が訪れるエンジェルロードの駐車場整備が喫緊の課題であって、この課題解消に向けた協議を土庄町 施設整備推進会議の中で行っている。その会議では、王子前漁港を埋め立て、 駐車台数を 225 台確保する駐車場を整備する案が協議されているとのことでし た。

委員からは、エンジェルロードに訪れる人は年々増えていると思うが、観光シーズンだけの話であって、既存の土地を活用するということをもっと考えたほうが良いのではないか。渋滞が起きていることと駐車場が必要だということは、必ずしも論理的に繋がるものではない。渋滞を解消するには、車を遠くに駐車してもらい、シャトルバスでピストン輸送するほうが良いのではないか。また直接エンジェルロード付近まで来られると困るのであれば、船の中でマイカーの方にお願いするかたちが良いのではないかなどの意見がありました。

次に、12月4日に総務課より、土庄町庁舎建設事業と防災行政無線戸別受信機整備業務委託の説明がありました。

庁舎建設工事は、10月11日に公告し、8社からの応札があった。11月27日に開札を行い、予定価格内の最低価格であった大林・西崎特定建設工事共同企業体が税込21億6865万円で、落札候補者となった。本入札は入札後審査型で行ったので、翌28日、入札参加資格審査を行い、参加条件の資格を有していることを確認したとのことでした。

庁舎建設以外に、診療所棟改修工事、やすらぎプラザ改修工事、外構工事については、本入札には入っていない。来年度以降順次進めていくとのことでした。

委員から、今後建設費用が上がっていくことがあるかもしれない。ある程度は致し方ないと思うが、削っていけるところは削って、必要なところに費用をかけてもらいたいと意見があり、工事が始まれば変更等はあると思うが、プラスの変更だけでなく、マイナスの変更も考えながら工事を進めていきたいと考えているとのことでした。

続いて、新庁舎議会フロアにおける Wi-Fi 設備、傍聴カメラ、モニター設備等の計画について説明がありました。

まず Wi-Fi 設備について、現在は設計に入っていない。将来的に対応するなら、必要とするエリアにおいてワイヤレス通信用のアンテナを設置しながら対応することになり、Wi-Fi 登録、加入手続等が必要になる。

次に、傍聴カメラ設備は、カメラ 3 台を議場内に設置する予定である。マイクのスイッチと連動して、発言される人に自動でカメラが向き、拡大されて画面に表示される仕様になっている。

モニター設備は、現在の予定では1階と4階に議場内の様子を映す予定としているとのことでした。

次に、防災行政無線戸別受信機整備業務委託について説明がありました。

防災行政無線のデジタル化工事を行っており、12 月末までに親局、中継局、 再送信子局、屋外拡声子局等の送信設備のデジタル化工事が完了する。工事完 了に伴い、各世帯に防災行政無線の戸別受信機の配備を行う。

当初の予定では今年度 2,000 台、来年度で残りの 4,000 台の計 6,000 台を整備することにしていたが、防災行政無線のアナログ放送が令和 4 年 11 月に終了することに伴いデジタル戸別受信機の需要が高まり、2 カ年で分けて発注の場合、令和 2 年度の 4,000 台の確保が難しくなることから、6,000 台の一括発注を考えているとのことでありました。

委員から、一括発注をかけるとコストダウンを図れて安く発注できるのかとの問いに、2回に分ければ発注ごとの個別生産になるので生産に時間がかかり、設置が遅くなってしまうことを懸念した。価格も安く抑えたいと考えているとのことでした。

次に、企画課からは株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括協定についてと会計年度任用職員制度について説明がありました。

まず、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括協定については、11月29日に、土庄町と小豆島町、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの3者で包括協定を締結した。セブン-イレブン・ジャパンとして、香川県内の市町との包括

協定は、今回が初となる。相互に連携し、協働による取り組み等を実施することにより、双方の人的、物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上等を図ることを目的としている。連携する内容は、移住・定住や高齢者・障害者支援、特産品の販売促進、情報発信、住民サービスの向上など多岐にわたるが、具体的な事業の詳細については、今後双方協議の上、決定していくこととなるとのことでした。

委員からは、住民サービスの面で、コンビニで住民票などが取れるようになるのかとの問いに、費用をかけて施設の整備をしなければならず、費用対効果を考えると費用投資するのは難しいとの回答がありました。

次に、会計年度任用職員制度については、地方公務員法と地方自治法が改正され、令和2年4月1日からの運用が開始される。一般職の会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員へ必要な移行を図る。

現行の臨時職員と嘱託職員の雇用条件は、臨時職員は日額・時間額、勤務時間は 7.5 時間以内、任期は 6 カ月以内、退職手当はない。期末手当、昇給も原則はない。嘱託職員は、月額制で、勤務時間は 8 時半から 17 時までの 7.5 時間の勤務で、任期は 1 年以内、退職手当、期末手当、昇給がある。

会計年度任用職員に移行しても、勤務時間は変わらないが、これまで臨時職員には適用がなかった昇給と期末手当が支給されるようになるので、人件費は増加していく見込みであるとのことでした。

委員から、財源の質問があり、国は地方交付税で措置することを考えているが、まだ通達はなく、国において検討されているとの回答がありました。

次に、建設課から3点の説明がありました。

まず、王子前分譲地の売却について、全65区画のうち、現在5区画が未売却となっている。最終の売却から10年が経過しようとしており、購入の問い合わせは年間3件程度あるが、販売価格を提示すると購入に至らない。監査委員からも売却価格も含めて検討し、売却を進めるよう指摘をされている。

現在の販売価格は、宅地造成総事業費からの売却単価と平成9年当時の鑑定価格を参考に設定している。今年度土地の鑑定を行い、鑑定結果は、現行の販売価格の5割程度となっている。公示価格及び都道府県地価調査を見ても、平成10年度から平成30年度までで各箇所とも約5割程度下がっている。今後、販売価格の見直しの検討をしなければ、土地は売れず、事業の廃止もできないと考えられることから、販売価格及び販売方法の見直しについて、今年度中に方針を決定したいと考えているとのことでした。

委員から、どこの土地も半額程度になっている。今後、土地の価格が上がる

見込みは少ないので、5割程度にしてでも早く売ったほうが良いとの意見がありました。

次に、大部住宅建替事業については、国費の配分調整により来年度施工予定の既存住宅 11 戸の解体及び集会所建設工事について前倒し、施工するため事業計画の変更をするとのことでした。

次に、大木戸住宅改修事業については、港新町のT-1棟、T-2棟、T-3棟が対象となり、平成30年度までに外壁改修が完了している。本年度より内部改修に着手し、T-1棟の内部改修を施工しているが、現場着手後にベランダ塗膜防水及びその他改修が必要となり変更対応するとのことでした。

委員からは、ベランダの塗膜防水はT-2棟、T-3棟にも必要になるのかとの問いに、事前に調査して必要であれば行うとのことでした。

次に、商工観光課から3点の説明がありました。

まず、瀬戸内国際芸術祭 2019 について、春、夏、秋会期合わせて 107 日間の開催であった。総来場者数は、過去最高の 117 万 8,484 人で、うち小豆島が 18 万 6 千人、豊島が 14 万 3 千人で、豊島、小豆島を合わせて 33 万人ほどになり、瀬戸芸来場者の 3 人に 1 人が豊島、小豆島を訪れたことになる。

来場者へのアンケートでは、過去の芸術祭に来場したことがある方は、ありが 40.5%で、リピーターが 4 割近くいたということで、瀬戸芸が広く浸透していっていると実感している。来場者のうち 23.6%が外国からの来場者で、内訳は台湾、中国、香港が多かったとのことでありました。

次に、訪れてみたい日本のアニメ聖地 88 については、本町出身の漫画家山本 崇一郎さんの作品「からかい上手の高木さん 2」で、2020 年版の訪れてみたい 日本のアニメ聖地 88 に土庄町が選ばれました。アニメの聖地として訪れる観光 客も多く、鹿島の明神社などは人気のスポットとなっている。これについては 版権等の問題があり、一般社団法人アニメツーリズム協会と協議しながら、今 後アニメを通じた土庄町の魅力を発信できればと考えている。

次に、ドラム・タオの公演については、2016年に初めて公演して以来、3年連続で土庄町で公演していただいている。今年度も第4回として、3月1日に公演できればと考えているとのことでした。

次に、農林水産課から次世代産業育成モデル事業の進捗状況についての説明 がありました。

やさい工房の公募は、1 社の応募があった。1 次審査による資格審査を行い、 植物栽培システム研究所使用者審査委員会を 11 月 13 日に開催し、その 1 社に よるプレゼンテーションを実施した。審査の結果、審査委員の承認をいただき、 カトーレック株式会社を土庄町植物栽培システム研究所使用者と決定し、令和 2 年 4 月 1 日から貸し出すものとするとのことでした。 委員から、理化学研究所の和田教授と繋がりを持っているので、関係性を維持しつつ、静岡県のアオイパークの進捗状況も併せて報告をもらいたいとの意見がありました。また、安い家賃で、町のメリットは何があるのかとの問いに、建物については、国費と県費でほとんど建設しているので、それを貸すことには県が難色を示しているため、最低限の土地代だけを徴収する。

また、町はやさい工房でのノウハウについてできるものは今年度中に特許申 請していくとのことでした。

以上で閉会中に開催された総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長(濵野良一君)

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長 (岡野能之君)

おはようございます。

閉会中の令和元年 11 月 8 日、11 月 20 日と 12 月 4 日に教育民生常任委員会を 開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

11月8日に住民環境課より一般廃棄物最終処分場、汚泥再生処理センターの候補地について説明がありました。

土庄町施設整備推進会議が 5 回開催され、一定の協議結果がまとまり、町長へ政策提案があった。提案内容は、町は一般廃棄物最終処分場・汚泥再生処理センターの建設計画を進めていたが、いずれの候補地も頓挫し、現在候補地は白紙の状態である。既存施設の利用期限等を含め早急な施設整備が望まれるため、灘山にある土地開発公社の所有地と近隣土地所有者との土地交換協議を行い、施設の建設が可能な場所で両施設を整備すべきとのことでした。

委員から、土地開発公社の所有地と交換を考えている土地の評価額の差はとの問いに、現在土地の鑑定を依頼しており、正式ではないが、ほぼ同じくらいの額という回答をもらっているとのことでした。また、反対している人もいるが、いつ、どの時点で説明をするのかとの問いに、土地交換の相手方の承諾を得ていない段階で、自治会にここで建設するという説明は難しい。交換協議に相手がのることが分かってから自治会に説明にいきたいとのとでした。一部の人だけでなく、広く住民の方へ周知するよう努力をお願いしたいとの意見がありました。

11月20日は、平成28年度に小学校と中学校が併設された豊島小・中学校を 視察し、意見交換を行いました。

本来は、複式学級になる学校規模であるが、加配教員を配置することで基本 的には単式学級としている。小・中の連携は、施設が一体であるので、中学校 の先生が小学校の授業を行う乗り入れ指導や、職員会や様々な行事、総合的な 学習で行っており、きめ細やかな指導や活動の場、異年齢の学習活動、保護者や地域の協力により社会に開かれた教育課程を実践していくことで連続性のある連携教育が完成されるとのことでありました。

12月4日に健康増進課より小豆島中央病院への管理栄養士の派遣について説明があり、小豆島中央病院の管理栄養士3名が退職することに伴い、病院が緊急事態で給食が出せない状況になると入院患者も受け入れられなくなるので、緊急対策として、11月1日より土庄町から管理栄養士1名を派遣した。派遣により、乳幼児健診における栄養指導、特定健康診査後の事後相談や健康教育等の事業に大きく影響が出ている。事業開催のため、保健所、小豆島町役場の管理栄養士への派遣依頼を行っている他、島内、島外の管理栄養士の方にお願いするなど対策を講じているとのことでした。

委員より、土庄町も大変な状況であるので、派遣している職員が早く帰れるよう病院側に体制を整えるよう訴えてほしいとの意見があり、病院側の体制を整えてもらい、1日も早く返してもらえるよう申し入れているとの回答がありました。

また委員より、管理栄養士が不足しているため、栄養士の資格を取るための 助成は考えていないかとの質問に対して、今の時点で考えていないが、今後そ れぞれの所管で必要性があれば検討していくとの回答がありました。

次に、訪問入浴車について説明があり、10年前から毎年24時間テレビの福祉車両寄贈に申し込みをしていたところ、10月11日公益財団法人24時間テレビチャリティー委員会より内定通知が届いた。現在手続き中であり、今年度中には寄贈される予定であるとのことでした。

次に、狂犬病予防注射ついて、予防注射手数料は、平成12年度から変更せず2300円としていたが、消費増税や事業の諸経費の上昇による委託先の香川県獣医師会の負担増を緩和するため、県内一斉に令和2年度実施分から2450円へ改定を検討しているとのことでした。

次に、教育総務課より旧土庄幼稚園の今後について説明があり、旧土庄幼稚園は、建物は町の所有であるが、土地については土庄協栄会から借りている。土庄幼稚園の廃園に伴い、来年3月31日付けで土地の賃貸借契約を解約することを協栄会と協議してきた。当初は、建物を取り壊し、更地にして返してほしいとの要望であったが、10月末に建物の無償譲渡の申し出があった。町としても取り壊しの費用を見積もりすると、多額の費用が発生するため、無償譲渡に向けて検討してきた。無償譲渡には条件があり、地方自治法の規定の中に、町の財産は適正な対価でないと譲渡することができないという規定がある。ただし、全体の事情を踏まえた中で議会の議決を経ると合法的に財産の譲渡ができるとの説明がありました。

委員より、建物を無償譲渡、土地を返却する際、使える遊具を他のこども園に移設できないかとの質問があり、すでに移設している、また、土地の所有者からは遊具、立木は処分するよう言われているとの回答がありました。

次に、生涯学習課より成人式の参加年齢についての説明があり、平成30年6月に民法の一部を改正する法律が成立し、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることとなり、令和4年4月1日から施行される。

成人式に招待する新成人の年齢について、県内全市町に確認したところ、参加年齢を20歳とする案が有力であり、検討していると回答をもらった。土庄町でも、町長が成人式に招待する新成人の対象者、参加年齢は、民法改正後の令和4年度以降も20歳を対象としたいと考えている。この案は、9月11日に土庄町社会教育委員会、10月2日には土庄町教育委員会を開催して、それぞれ審議をし、承認をもらっている。

次に、豊島公民館建設事業に関して、現在の状況の説明があり、平成28年10月に豊島自治連合会が豊島公民館建設委員会を設立して、新しい公民館の場所や構造などについて協議を行い、町に要望等を行っている。平成29年12月5日に今の場所での建て替えの陳情書が提出されている。その後、町から歯科診療所の建て替えも併せて考えてはどうかと提案を行い、その結果、平成31年3月5日の要望書で建設場所を豊島駐在所横の未来の森に変更することになった。

豊島自治連合会から豊島公民館建設住民説明会を開催するので、町からの説明をしてほしいとの依頼があり、10月28日に町長、生涯学習課長等が、豊島において豊島公民館建設事業についての考え方を説明した。その後、11月14日に公民館建設について地域で議論するために建設予算の実施を1年猶予してほしいとの要望書が豊島自治連合会から提出されている。また、11月25日には唐櫃自治会から建設場所を唐櫃岡にある旧唐櫃保育所跡に公民館を建設してほしいとの陳情も出ている。

最終的には、公民館建設は設置者である町として判断することではあるが、 予算の範囲内で地域の要望を 1 つでも採択できるよう考えているとの説明があ り、委員より、結論が地元で固まるまで町は待つということなのかとの質問が あり、その方向で進めていくとの回答がありました。

次に、住民環境課より一般廃棄物最終処分場及び汚泥再生処理センター候補 地について説明がありました。

候補地を選定し、計画を令和2年から進めたとしても、早くとも令和7年完成予定となるため、候補地の選定を急いでいる。候補地として考えていた琴塚、馬越、北山を断念したため、土庄町土地開発公社が先行取得している土地を候補地として考えたが、一般廃棄物最終処分場、汚泥再生処理センターとして利用できないため、計画予定地を近隣にある土地との等価交換を検討している。

等価交換するため、評価額を調べた結果、等価交換での誤差範囲 2 割以内におさまっており、交渉しながら協議をしていきたいと考えている。交換先の地権者との協議については、協議依頼についての返事待ちとなっている。また、地元自治会及び漁協への説明については、各自治会長、漁協支部長へは概要説明のみしており、正式な会は開いてないとのことでした。

委員より、先行取得した金額と差がありすぎるとの質問に、現在の評価額を 参考に交渉を進めるとの回答がありました。また、委員より、地元の説明はと の質問に、土地を交換できる段階になってからとの回答がありました。委員よ り、この件については、候補地がはっきり決まっていない中で進めているが、 早くても令和7年の両施設の完成になるので、早急に計画を進めるよう意見が ありました。

次に、福祉課より、年金生活者支援給付金の所得情報データ提供誤りについて説明がありました。

提供した所得情報データに誤りがあり、必要のない方に請求書が届いていること、また、請求書を送付すべき対象者に送付されていないとの報告を受け、原因調査したところ、市町村から年金機構へ提供する所得情報データについて、委託事業者による、データ抜き取りのための条件設定の誤りのため、正しいデータが年金機構に提供されていなかったことによるものであった。

また、影響範囲については、支給対象でないが請求書が送付されたものが 43 件。支給対象であるが請求書が未送付であったものが 2 件であった。

対象者及び年金機構への対応は、年金機構へ正しいデータを提供し、誤って 請求書を送ってしまった方には、町からお詫び状と請求書を郵送するための切 手を送付し、請求書が未送付であった方には、ただちに年金機構から請求書が 送付されるとともに、町からも請求書送付遅延のお詫びを送付した。

今後については、委託業務に関しては、プログラム改修等に際し、条件設定 等の誤りがないか確認するとともに、情報提供や納品前の確認リスト等により、 対象の抽出検査を行うなど、事前に誤りが発見できるよう委託事業の監督を実 施し、業務の正確な実施に努めていきたいと考えているとのことでした。

委員より、仕事の量が多すぎるとか、職員の数が少なすぎることがミスに繋がってはいないかとの質問に、今回の件は、委託業者の条件の勘違いが原因であると回答がありました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長(濵野良一君)

議会活性化特別委員長 髙橋正博君。

○議会活性化特別委員長(髙橋正博君)

おはようございます。去る 10 月 31 日に議会活性化特別委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本委員会を開催するにあたり、事前に全議員から議会活性化に関するテーマを募集いたしました。23 項目の提案がありましたが、全てを検討することは難しいので、この中から本委員会で取り上げるべきものを選定いたしました。

大きなテーマといたしましては、議会基本条例の検討とタブレットの導入、 議会中継など議会のICT化です。そのほか、住民との意見交換会や傍聴規則 の見直し、議場へのスクリーンの整備などは、大きなテーマとも関連していま すので、その中で取り上げていくことにいたしました。

議会の透明性を確保し、信頼される議会を目指して、今後これらについて協 議を進めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長(濵野良一君)

決算特別委員長 茂木邦夫君。

○決算特別委員長(茂木邦夫君)

おはようございます。9月議会で付託されました平成30年度決算の認定について、閉会中の決算特別委員会で審査した結果を報告いたします。

本委員会は、10 月 8 日から 10 日までの 3 日間開催し、初日に長門監査委員 より、平成 30 年度決算審査の意見をいただきました。

次に、総務課長より平成30年度決算概要の説明を受けました。

一般会計と特別会計を合わせた歳入総額は前年度比 4.5%増の、約 134 億 1 千万円で、歳出総額は、前年度比 4.2%増の約 126 億 6 千万円です。

一般会計の決算では、歳入は前年度比 8.8%増の約 89 億 4 千万円、歳出は前年度比 8.1%増の約 82 億 5 千万円です。形式収支は、約 6 億 9 千万円の黒字となりましたが、前年度からの繰越金や財政調整基金の取り崩しを除いた実質単年度収支は、約 3 億 5200 万円の赤字となりました。さらに、主要成果説明書に沿い、詳しい説明を受けました。

その後、各課より、決算概要、昨年度の指摘事項への対応などの説明を受け、 質疑を行い、認定の賛否を問いました。また、本年度の重要施策につきまして も意見交換を行いました。当委員会としては、全ての決算を認定すべきものと 決したことを、まずもってご報告いたします。

それでは、審査の主な内容を所管課ごとに説明いたします。

まず、出納室です。会計管理費の決算額は 1181 万 8 千円で、前年度より 18 万 1 千円の増です。増額の主な要因は、新元号対応のためのシステム改修費等が増加したことです。また、債権管理室の徴収実績は、町税 2036 万円、土庄中

央病院の閉鎖による未収金 215 万円のほか、災害援護資金貸付金、水道料、住宅使用料などを合わせて 2374 万円の成果があったとの説明がありました。

委員からは、学資保険や子ども手当については差し押さえの対象としないようにという意見がありました。また、土庄中央病院の滞納金についての質問があったが、滞納整理が進み、収入見込額がだんだん減ってきている。調査を行い、収入できないものについては欠損処理していくとの回答がありました。

次に、税務課です。一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を合わせた収納率は 95.11%で、前年度より 0.23%の増となっています。

一般会計の町税全体の収納率は、合計が 96.21%で、前年度より 0.15 %の増となっています。不能欠損額については、滞納者に係る財産調査等を進めることで、即時執行停止を含む 1196 万 3501 円を欠損処理したとの説明を受けました。

国保特別会計における国保税の収納率は、現年課税分と滞納繰越分の合計は85.02%で、前年度より0.29%の減となっています。調定額は、被保険者数の減少と滞納整理の進捗により、前年度と比較して1421万円減の3億9946万円となっており、それに伴い、収入済額も前年度と比較して1331万円減の3億3961万円となっているとのことです。

介護保険特別会計における介護保険料の収納率は 98.61%で、前年度より 0.18%の増であります。調定額は、被保険者数の増加により前年度と比較して 5675 万円増の 4 億 1239 万円となっています。また、調定額の増額に伴い、収入 済額も前年度と比較して 5659 万円増の 4 億 665 万円となっていると説明がありました。

後期高齢者医療保険料の収納率は 99.63%で前年度より、前年度より 0.22%の増、被保険者数の増加により、収入済額は 396 万円増の 1 億 6570 万円です。 委員からは、固定資産税の前納報奨金や法人町民税、入湯税についての質問がありました。

次に、企画課です。企画課所管の一般会計歳出総額は、前年度比 4.0%減の 6 億 9293 万円となっております。減額の主な要因は、平成 29 年度に行った域学連携交流施設の施設整備工事が皆減となったことによるものです。

委員からは、豊島地区シャトルバス運行事業についての質問があり、島民の利用者数は把握していないとの回答がありました。また、グランドデザイン策定業務や職員のメンタルヘルスについて、ふるさと納税についての質問がありました。

次に、建設課です。建設課所管の一般会計歳出総額は、前年度比 5.5%減の 7 億 8482 万円となっています。減額の主な要因は、町道新設改良事業及び社会資 本交付金事業を平成31年度、令和元年度に繰り越したことによるものです。

港湾整備事業特別会計については、歳入は野積場使用料、駐車料金の増により7.4%増の3244万円、歳出は前年度比43.8%増の2820万円となり、増額の要因は、小豆島オリーブバス専用駐車場整備工事の増額によるものです。

また、29 年度の歳入歳出差引不足額 2868 万 6 千円を繰上充用金で補填したものとの報告を受けました。

宅地造成事業特別会計については、歳入、歳出とも前年度並みです。また、29年度の歳入歳出差引不足額7842万円を繰上充用金で補填したとの報告を受けました。

委員からは、自治会の原材料費支給や橋梁の長寿命化について質問がありました。また、宅地造成事業について、なかなか買い手がつかないのかとの質問があり、今年度最終の売却から10年が経過しているので、売却価格の再査定について調整していきたいとのことでありました。

次に、商工観光課です。商工観光課所管の一般会計歳出総額は、前年度比27.9%減の2億844万円となっています。減額の要因としては、次世代産業育成モデル事業が、平成30年度より農林水産課の所管となり、商工観光課の予算は皆減となったためであります。

委員からは、レンタサイクル貸出事業において交通事故の際、土庄町として 保険対応をどのようにするのかについて質問がありました。

次に、議会事務局、監査委員事務局です。議会費の決算額は、55万3千円増の8376万円で、増額の主な要因は、人事異動に伴う職員給与費の増によるものです。監査委員費の決算額は、昨年度とほぼ同額で、30年度の検査や監査の実施状況の説明を受けました。

委員からは、旅費について定額資金が出ているので実費弁償にしてもらいたいとの意見と香川人権研究所への負担金を出すべきではないとの意見がありました。

次に、生涯学習課です。生涯学習課所管の一般会計歳出総額は、37.0%増の3億7401万円です。増額の主な要因は、四海公民館建設事業、大坂城残石記念公園の石工小屋の屋根葺き替え工事や舞台建具の修繕によるものです。

委員からは、大坂城残石記念公園の舞台の建具の取り換え修繕や図書館の空 調修繕について質問がありました。

次に、教育総務課です。教育総務課所管の一般会計歳出総額は、前年度比37.9%増の13億6544万円となっています。増額の主な要因は、土庄こども園、 瞳保育所の建設費用の増額によるものです。

委員からは、待機児童について教育委員会で状況を把握しているのかとの質問に対し、入園申し込みを出さないと把握できないとの回答がありました。

次に、健康増進課です。健康増進課所管の一般会計歳出総額は、前年度比32.0%増の5億191万円となっています。増額の主な要因は、病院の経営安定のための出資金として1億4155万円を支出したことにより、大幅な増となっています。

委員からは、がん検診の受診者が少ないという意見や狂犬病や子どもの虐待 について質問がありました。

国民健康保険特別会計の健康増進課所管部分は、人件費、やすらぎプラザの施設管理費、保健指導事業に係る経費で、人件費の減により前年度比7.3%減の3016万1千円の決算額となっています。

介護保険特別会計の健康増進課所管部分は、介護認定を受けていない方、要支援1、2の方を対象とした介護予防事業や高齢者の虐待防止、成年後見制度等の普及啓発を行う権利擁護事業、介護・医療分野の関係機関との連携を図る包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等に係る経費です。

福祉サービス特別会計については、歳入は 7387 万円、歳出は 9510 万円で、 収支不足分の約 2123 万円を一般会計から繰り入れており、決算額は前年度比 0.7%の増となっています。訪問介護サービス事業については、通所系のサービ ス事業所が充実してきたことにより利用者が減少してきているとのことです。

次に、住民環境課です。一般会計の住民環境課所管の歳出総額は、前年度比5.6%増の6億2204万円で、増額の主な要因は、一般廃棄物処理施設整備事業として、新処分場整備に伴う測量、設計、地質調査などの実施によるものです。ごみの最終処分場と汚泥再生処理センターについては、測量調査、地質調査、用地測量などを進めてきたが、両案件とも断念する結果となったとのことでした。

委員からは、御影運動公園の利用状況について質問がありました。

次に、福祉課です。一般会計の福祉課所管の事業に係る決算額は、前年度比 5.0%減の14億3659万円で、減額の主な要因は、臨時福祉給付金事業と福祉バス購入事業の皆減によるものです。

国民健康保険特別会計は、国民健康保険の加入者数は、平成 31 年 3 月末現在 2,303 世帯、3,624 人で、前年度よりも 85 世帯 161 人の減となり、年々減少傾向となっています。決算額は、歳入総額は 11.4%減の 20 億 7787 万円、歳出総額は 11.1%減の 19 億 9011 万円となっています。

介護保険特別会計は、歳入総額は6.9%増の19億9738万円、歳出総額は8.5%増の19億2221万円となりました。歳入は、第7期高齢者福祉・介護保険計画により介護保険料が増加したこと、また、地域密着型サービス拠点整備事業を平成29年度から繰越したことにより国等からの交付金が増額した。歳出は、小規模多機能型居宅介護施設はまひるがお大部開設に係る事業費及び保険給付費

の増加などにより増加したとのことでした。

委員からは福祉用具について質問がありました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、被保険者数の増加に伴い保険料収入が増加し、歳入総額は前年度より 2.5%増の 2 億 4184 万円、歳出も同じく前年度より 2.5%増の 2 億 4177 万円となっています。

次に、農林水産課です。一般会計の農林水産課所管の歳出総額は、前年度比 18.6%減の3億5692万円となっております。減額の主な要因は、田井漁港整備 工事の完了に伴うものです。

委員からは、漁業者の数についての質問や、次世代産業育成モデルについての 質問がありました。また、イノシシ対策について現状確認や議論がありました。

大鐸財産区事業特別会計は、歳入総額 308 万円、歳出総額 118 万円となり、 30 年度決算は、190 万円の黒字となっています。

農業集落排水事業特別会計は、歳入、歳出ともに前年度より412万円減の2381万円となりました。収支不足分の1990万円を一般会計から繰り入れています。 次に、総務課です。一般会計の総務課所管の歳出総額は、前年度比22.1%増の16億9663万円となっており、一般会計歳出全体の20.5%を占めています。 増額の主な要因は、庁舎建設事業による旧土庄中央病院の解体工事の皆増、消防はしご車の購入に伴う広域行政事務組合への負担金の増によるものです。

委員からは、ハザードマップや危機管理について質問がありました。 以上で、決算特別委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長(濵野良一君)

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長(濵野良一君)

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、 これをもって終了いたします。

○議長(濵野良一君)

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。 質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、 これをもって終了いたします。

○議長(濵野良一君)

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。 質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、 これをもって終了いたします。

○議長(濵野良一君)

決算特別委員長の報告について質疑を行います。 質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これ をもって終了いたします。

討論、採決(決算認定)

○議長(濵野良一君)

日程第 4、継続審査 議案第 4 号 平成 30 年度土庄町一般会計及び特別会計の 歳入歳出決算の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

8番 福本耕太君。

○8番(福本耕太君)

平成30年度の決算認定についての反対討論を行います。

決算全体につきましては、必要な予算がきちんと決算としてあがってきていると思います。その中で 3 点について修正を求める立場から反対討論を行います。

まず 1 点目は、部落解放同盟への団体助成金や自動車免許の取得費用など特

定地域住民への特別個人助成制度は、もう廃止をすべきです。同和事業の継続は、土庄の住民に分断と対立を生み出し、新たな差別を助長することになります。すみやかな同和事業の終結を求めます。

2点目は、マイナンバー制度に関する予算執行と制度の実施に対して反対をいたします。これについては、詳細は割愛いたします。

3点目は、費用弁償についてであります。現在わが町の費用弁償、宿泊費は定額で支給されています。

ところが、実際に必要とする宿泊費との間に金額の差が生じています。具体的に定額支給されている金額は、1 泊 13,000 円でありますが、実際に使ったホテルは1 泊 1 万円を超えていないホテルばかりであります。過去 10 年間の議会行政視察で利用しているビジネスホテルは、6,000 円から 8,000 円台ばかりであります。つまり、定額支給金額と実費との間には数千円の差が生じており、その差額が町長、議員、同行している職員に配られているのが実態であります。費用弁償は、当然原資は税金であります。差額が理由なく出張者に配られるわが町のあり方は異常であり、住民の理解は到底得られるものではありません。定額支給で行われてきた決算に反対することはもとより、速やかに宿泊費を含む費用弁償の全てを実費支給にするよう求めます。町は、実費支給にすると費用がそれ以上にかかるなどと過去に説明していますが、これは全くの詭弁です。なぜならば費用弁償は、宿泊費以外の交通費などは全て実費支給になっているからです。宿泊費だけが定額支給になっており、この宿泊費を実費支給にできない理由はありません。速やかなる実費支給への改善を求めます。

以上 3 点におきまして、決算を承認することができないという立場から改善を求めて反対討論といたします。

○議長(濵野良一君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- ○議長(濵野良一君)
 - 11番 木場隆司君。
- ○11番(木場降司君)

平成30年度決算認定について、賛成の立場から発言をさせていただきます。 私も委員として、決算特別委員会の中で詳細な説明を受けまして審査いたしました。疑義のある点については、各委員から質問があり、十分審査した上で、 委員長報告のとおり適正に執行されているものと認定すべきと決しておりますので、賛成いたします。以上です。

○議長(濵野良一君)

他に討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

他にないようでございますのでこれをもって討論を終了いたします。 これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については反対がありますので起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(濵野良一君)

起立多数であります。

よって、平成30年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については 認定することに決定しました。

議案の上程、提案理由の説明(議案第1号~議案第16号)

○議長(濵野良一君)

日程第 5、議案第 1 号 令和元年度土庄町一般会計補正予算の件から、日程第 20、議案第 16 号 財産の無償譲渡についてまでを一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長(濵野良一君)

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長(鳥井基史君)

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして説明をさせていた だきます。お手元議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 令和元年度土庄町一般会計補正予算(第4号)でございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては 歳出の際にご説明します。歳出としまして14ページ、15ページをお願いします。

1款 議会費、1項 議会費の職員給与費の補正について、同様に38ページ、39ページにかけまして10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費の職員給与費まで、令和元年度人事異動に伴う給料・職員手当等・共済費の補正でございまして、合計しますと7749万円の減額となっております。

14ページ、15ページにお戻りください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の総務事務費は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度に移行するにあたり、現行の嘱託職員の退職手当を今年度末に支払うため、2名分114万8千円の計上でございます。

4 目 会計管理費の会計事務費は、臨時職員1名の給料日額アップ等の見込みによる5万9千円の増と財務会計のシステムの改修に伴う委託料46万2千円です。

6 目 管財管理費の土庄町庁舎建設事業は、確認申請等の手数料が確定し、当 初予算との差額分51万7千円と浄化槽法定検査手数料3万1千円の計上です。

16ページ、17ページの上段にまいります。7目 企画費のふるさと納税推進事業は、1億1千万円の寄附金が見込まれ、ふるさと納税贈答品費823万6千円、運営業務委託料589万円の増額補正でございます。歳入も当初9000万円に2000万円を増額し、1億1000万円としております。

中段、2項 徴税費、2目の賦課徴収事務費は、個人町県民税4件と法人町民税3件、軽自動車税3件の還付金合計291万7千円です。

18ページ、19ページにまいります。4項選挙費の香川県議会議員選挙費は、未実施のため選挙費の精算でございます。1節報酬から18節備品購入まで未執行であった予算793万円の減です。県費も同額マイナスにいたしております。

20ページ、21ページ、3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 民生委員活動費は、民生委員の改選により新人委員 20人、3年以内委員 4人の委嘱状交付式、研修会、説明会等に出席するための費用弁償 11万6千円です。

- 2 目 高齢者福祉費の介護保険事業は、介護保険事業特別会計への一般会計繰出分173万7千円になります。内容は特別会計の際にご説明いたします。
- 3 目 障害者福祉費の障害者医療費給付事業は、30 年度の国庫負担金返還金 96 万 1 千円です。次の障害者自立支援給付事業も、30 年度の国庫負担金返還金 59 万 1 千円です。

4目の国民年金事務費は、システムの誤りにより対象者の抽出が誤っていた件で、修正対応のため県内旅費 4回分9千円と対象者への郵便切手代6千円でございます。

6目の隣保館運営事業は、嘱託職員4名の退職手当168万2千円です。

22ページ、23ページの上段になります。7目の国民健康保険事業は、決算見込みにより国民健康保険事業特別会計への繰出金3万円でございます。

下段にまいりまして、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費の特別児童扶養 手当事務事業は、30年度国庫負担金の返還金3千円です。次の障害児通所支援 事業も30年度国庫負担金の返還金28万6千円です。2目 児童措置費の児童手 当支給事業も30年度国庫負担金の返還金4万円です。

4 目 保育所費の子育てのための施設等利用給付事業は、新規事業でございます。10 月から実施の3 歳児以上の保育料無償化に伴い、一時預かり事業及び病児・病後児保育の利用給付金60万円の補正でございます。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となっております。ただし令和元年度は、町4分の1は

全額国が補てんをいたします。

5目 子育て支援センター費の子育て支援センター運営事業は、利用者が多く、こども園移行後も人手不足となったため賃金の補正でございまして 69 万 9 千円です。次の子育て支援センター維持管理費は、こども園移行後も利用者が想定より多く、電気料 18 万 9 千円、水道料 3 万 4 千円の不足を補正するものでございます。

24 ページ、25 ページをお願いします。7 目の児童館運営事業は、嘱託職員 4 名の退職手当 62 万 2 千円です。

9目 こども園費の公立認定こども園運営事業は、こども園の保育時間が延び、 勤務時間が増えたことによる賃金不足、また産休、育休等で人員不足による保 育補助 4 名の追加、調理員も 2 名追加で臨時職員賃金 143 万 8 千円の増額補正 でございます。嘱託職員賃金 49 万 8 千円は、嘱託職員 2 名の退職手当です。

また、旧土庄幼稚園の園舎を除く工作物、プール、遊具等の解体設計 19 万 6 千円と工作物等撤去工事 517 万円の計上でございます。

次の公立認定こども園維持管理費は、土庄こども園がオール電化の高圧電力契約となりまして、基本料金等が増となったため電気料79万8千円の増額と四海こども園の老朽化フェンスの修繕費237万4千円でございます。

26ページ、27ページをお願いします。4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費の母子保健事業は、健康増進課所属の職員、管理栄養士1名が急きょ、小豆島中央病院へ派遣となり、事業を継続するために県から有資格者の派遣を依頼する賃金3万7千円、報償費7万2千円の計上でございます。

- 3 目 環境衛生費の老朽危険空き家対策事業は、除去要望が多い中、国費、県費の追加交付により前倒しで3件分480万円を計上いたしております。
- 4 目 診療所費の病院事業は、小豆島中央病院の医療機器を整備するための負担金 244 万 1 千円の増額補正でございます。過疎債を充当いたします。
- 6目の斎場維持管理費は、利用者から要望のありました土庄斎場のエアコン設置に係る経費40万7千円の計上でございます。

28 ページ、29 ページ、2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、関係機関との相談、調整の増により県庁への出張が増えたこと、また瀬戸内国際芸術祭の対応として豊島へのパッカー車の移送が増えたこと等により、県内旅費8万1千円の増、指定ごみ袋の安価購入により執行残193万円の減額でございます。次の塵芥処理施設維持管理費は、車両の修繕費150万円の増額でございます。

下段にまいりまして、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費の荒 廃農地等利活用促進事業は、耕作放棄地や荒廃農地の再生、営農定着のための 新規事業でございます。申請者はイズライフ、場所は伊喜末でオリーブを植え るための補助金 131 万 1 千円の計上でございます。財源としまして県費が 10 分の 6、町費 10 分の 3、事業者 10 分の 1 となっております。

30ページ、31ページをお願いします。3項 水産業費、2目の漁港管理事務費は、四海漁港の利用計画を策定しておりましたが、水産庁より漁港用地と町有地の財産交換をするよう指示があったため、財産交換の資料作成委託料44万円の計上でございます。

7款 商工費、1項 商工費、3目 観光費の瀬戸内国際芸術祭事業は、ドラム・タオ公演が令和2年3月1日開催予定の運びとなり、チケット販売手数料2万円と公演委託料477万6千円の計上でございます。次の地域資源活性化事業は、地域おこし協力隊の予算執行において、費用弁償を19万円増やし、電話料と住宅借上料、研修会負担金を減額することにより予算組み替えをいたしております。

32ページ、33ページの上段をお願いします。8款 土木費、1項 土木管理費、1目の土木総務事務費は、嘱託職員1名の退職手当15万円です。

中段、2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費は、区画線 23 万 1 千円、ガードレール設置 63 万 8 千円、合わせまして 86 万 9 千円の計上でございます。

下段にまいりまして、5項都市計画費、2目都市下水路管理費の都市下水路維持管理費は、吉ケ浦第1ポンプ場の水中ポンプオーバーホール231万円です。

3 目 都市下水路建設費の社会資本交付金事業(大谷ポンプ場新設・下水路長寿命化)は、設計委託料から工事費に1590万円を組み替えいたすものでございます。

34 ページ、35 ページの中段になります。6 項 住宅費、1 目 住宅管理費の公営住宅維持管理費は、青門ケ丘住宅浄化槽ろ過ポンプ修繕20万円と大木戸災害住宅軒先のコンクリート爆裂修繕40万円、合わせて60万円を計上いたしております。次の民間建築物耐震対策支援事業の減額80万円と民間危険ブロック塀等撤去支援事業の増額80万円は、危険ブロック塀等の要望が多いため事業間の予算組み替えでございます。

3 目 改良住宅建設費の社会資本交付金事業(大部住宅建替)は、国費の前倒 し配分により来年度実施予定でありました箇所を実施するもので、集会所建設 工事、住宅解体工事、監理委託料を合わせ、8140万円の増額でございます。

下段、9 款 消防費、1 項 消防費、4 目 災害対策費は、財源更正をいたしております。

36ページ、37ページの上段にまいりまして、10款 教育費、1項 教育総務費、 2目 事務局費の奨学資金貸付事業は、精算によりまして 120万円の減額補正で ございます。 中段、2 項 小学校費、2 目の教育振興事業は、要・準要保護及び特別支援教育の対象人数の増により 41 万 7 千円の増額です。

下段、3項中学校費、1目学校管理費の中学校維持管理費は、エレベータ点検の指摘により静止化電源装置を取り替えるための修繕費33万3千円です。

2目の教育振興事業は、小学校費と同じく要・準要保護及び特別支援教育の対象人数の増により43万6千円の増額です。

38 ページ、39 ページをお願いします。4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の文化財保護事業は、当初単年度で計画しておりました宝生院のシンパク保存活用計画が、県費の変更交付決定により2 カ年となりました。次年度実施分を減額するものです。印刷製本費47万3千円の減、郵送料4万1千円の減、筆耕料37万円の減です。

2 目 公民館費の公民館運営事業は、嘱託職員 2 名の退職手当 239 万 3 千円です。4 目 図書館費の中央図書館運営事業は、嘱託職員 3 名の退職手当 184 万 5 千円です。

次の中央図書館維持管理費は、施設修繕のうち当初予算からの不足分 11 万 1 千円でございます。主な修繕内容は、外灯修繕、建具修繕、空調整備、トイレ 便座故障取り替え等でございます。

40ページ、41ページをお願いします。5項保健体育費、1目の保健体育推進 事業は、嘱託職員1名の退職手当27万2千円です。

3 目 体育施設費の体育施設維持管理費は、総合会館の利用者増により燃料費、電気料の不足分を計上するものです。燃料費 81 万 3 千円の増、電気料 104 万 3 千円の増です。また、旧土庄高校体育館の使用においてバドミントン、バレーボールの支柱及びネットを購入する費用 66 万 8 千円と故障した掃除機の買い替え費用 2 万 7 千円でございます。

1ページにお戻りください。以上が補正予算の概要でございまして、今回の補 正額は、5747万7千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと91 億9006万3千円となります。

次に、第2条債務負担行為の補正については6ページをお願いします。6ページの第2表のとおり土庄町防災行政無線戸別受信機整備事業について、期間、限度額を設定いたしております。

次に、第3条 地方債の補正につきましても、同じ6ページの中段と下段になります。災害対策事業を新たに追加し、小豆島中央病院企業団負担金と社会資本交付金事業(大部住宅建替)の2件について限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして 45 ページをお開きください。

議案第2号 令和元年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳出としまして52ページ、53ページをお願いします。

1 款 総務費、2 項 徴税費、1 目 賦課徴収費の賦課徴収事業は、資格管理システムの改修委託料 88 万円の計上です。全額、国庫補助金を充当いたします。

3 項 運営協議会費の運営協議会事業は、委員変更に伴い費用弁償の不足見込み 2 千円を消耗品費から 2 千円減とし、増減同額補正といたしております。

5 款 保健事業費、1 項 特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業は、健康 増進課の管理栄養士が小豆島中央病院に派遣になったことにより臨時職員を雇 うための賃金5万1千円の計上です。

3 項 特別総合保健事業費の1目 職員給与費は、人事異動に伴い13万4千円の増額です。

54ページ、55ページをお願いします。2目の保健指導事業は、健康増進課の管理栄養士が小豆島中央病院に派遣になったことによる臨時職員賃金2万円です。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、108万5千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと19億6566万9千円となります。 57ページをお開きください。

議案第3号 令和元年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして64ページ、65ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理事業は、土庄港ターミナルビル受水槽給水管の修繕費10万円、土庄港港務所前の思いやり駐車場整備の区画線追加費用109万8千円、看板3基の設置費22万9千円、土庄港ターミナルビル内にサインスタンド2基の購入費3万9千円でございます。財源は野積場使用料を充当いたします。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、146万6千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと5480万円となります。

67ページをお開きください。

議案第4号 令和元年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 74 ページ、75 ページをお願いします。1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目の一般管理事業は、嘱託職員3名の退職手当 74万7千円です。

2 項 徴収費、1 目の賦課徴収事業は、過誤還付金の見込みによる不足 3 万 3 千円の計上です。 3項 計画策定費、1目の第8期高齢者福祉・介護保険計画策定事業は、3年に 1回策定しているもので、今年度に実施するニーズ調査等業務の委託料99万円 の計上でございます。来年度に計画を策定いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目の地域密着型サービス給付事業は、決算見込みにより60万円の減額です。

76ページ、77ページの上段をお願いします。7目の居宅介護福祉用具購入事業は、決算見込みにより50万円の減額です。

8目の居宅介護住宅改修事業も、決算見込みにより50万円の減額です。

中段 2 項、介護予防サービス等諸費、1 目の介護予防サービス給付事業も、決算見込みにより 100 万円の減額です。

3目の地域密着型介護予防サービス給付事業も、決算見込みにより360万円の増額です。

6目の介護予防住宅改修事業も、決算見込みにより100万円の減額です。

下段にまいりまして、4款 地域支援事業費、3項 包括的支援事業・任意事業費、1目の総合相談事業費、そして 78、79ページにかけまして、2目 権利擁護事業費、3目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の各職員給与費の増減は、人事異動によるものでございます。

4目の任意事業は、決算見込みにより郵便料6万円の減、介護給付費通知作成処理手数料6万2千円の減、成年後見制度利用支援事業助成金33万6千円の減、徘徊高齢者家族支援事業助成金3万6千円の減でございます。財源は国費、県費、保険者負担等のほか一般会計繰入金で調整をいたしております。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、177万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと19億4127万6千円となります。

81ページをお開きください。

議案第5号 令和元年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第1号) についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして88ページ、89ページをお願いします。上段の1款地域包括支援センター事業費の職員給与費は、人事異動に伴うもので13万6千円を減額いたします。

中段の2款サービス事業費の職員給与費も人事異動に伴うもので、120万8 千円を減額します。居宅介護サービス計画費収入の52万円の増と一般会計繰入 金172万8千円の減により調整をいたしております。

下段の2項 訪問介護サービス事業費、1目の訪問介護サービス事業は、利用者の減により登録ホームヘルパー賃金200万円の減、及び嘱託職員2名の退職手当279万6千円の計上です。

90ページ、91ページの上段にまいります。3項 訪問入浴サービス事業費の訪

問入浴サービス事業は、利用者の減により登録看護師・ホームヘルパー賃金 50 万円の減、及び嘱託職員1名の退職手当 61万9千円の計上です。

また、24 時間テレビから訪問入浴車を頂けることになりましたので、その登録に係る費用としてリサイクル手数料 9 千円、自賠責保険料 8 千円、自動車重量税 2 万 5 千円の計上です。

下段にまいりまして、3 款 障害者等居宅介護サービス事業費の障害者等居宅介護サービス事業は、利用者の減により登録ホームヘルパー賃金 50 万円の減、及び嘱託職員1名の退職手当140万7千円の計上です。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、52万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと9505万3千円となります。

93ページをお開きください。審議資料は1ページから3ページになります。

議案第6号 土庄町行政不服審査関係手数料条例及び土庄町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

94ページをお開きください。審議資料は4ページ、5ページになります。

議案第7号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例については、印鑑登録証明 事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、一律に成年被後見人を印鑑登録 を受けることができないものとする取扱いを改めるため、本条例の一部を改正 しようとするものでございます。

続きまして 95 ページをご覧ください。審議資料は 6 ページから 10 ページになります。

議案第8号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例については、土庄町防災行政無線デジタル化整備工事完了に伴い、固定系デジタル無線の種別及び設置場所等を定めるとともに、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

98ページをお開きください。審議資料は11ページになります。

議案第9号 土庄町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治 法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正箇所を引用する本条例の一部を 改正しようとするものでございます。

99ページをご覧ください。

議案第 10 号 土庄町附属機関設置条例については、附属機関の適正な設置及 び運営を図り、附属機関の委員等の適正な任用を図るため、本条例を制定しよ うとするものでございます。

104ページをお開きください。審議資料は12ページから23ページになります。 議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の一部を改正し、及び廃止しようとするものでございます。

110ページをお開きください。

議案第 12 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

123ページをお開きください。審議資料は24ページになります。

議案第 13 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、令和元年 10 月 1 日からの消費税率改定により香川県獣医師会に委託している狂犬病予防注射委託料を令和 2 年度実施分から変更することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

124ページをお開きください。審議資料は25ページから27ページになります。 議案第14号 工事請負契約の締結については、土庄町庁舎建設工事を契約金額21億6865万円で、大林・西崎特定建設工事共同企業体代表構成員株式会社大林組四国支店執行役員支店長竹内孝と工事請負契約を締結しようとするものでございます。詳細につきましては記載のとおりでございます。

125ページをご覧ください。審議資料は28ページになります。

議案第 15 号 工事請負契約の変更については、平成 31 年度大木戸住宅T - 1 棟住戸改善建築工事において、現場精査の結果、施設老朽化によりベランダ塗膜防水等の追加工事が必要となったため、工事請負契約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。変更による増額 689 万 7 千円、当初の契約金額 4895 万円、変更後の契約金額 5584 万 7000 円、契約の相手方 土庄町肥土山甲 2093 番地 3 株式会社佐伯工務店 代表取締役 佐伯透でございます。

126ページをお開きください。議案第16号財産の無償譲渡については、一般財団法人土庄協栄会との土地賃貸借契約の終了に伴い、廃園となった旧土庄幼稚園の園舎を取り壊しによる原状復旧を行わず、無償で譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(濵野良一君)

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑(議案第1号~議案第16号)

○議長(濵野良一君)

ただ今説明のありました議案第1号から議案第16号までの一括質疑を行います。なお、議案第1号から議案第13号及び議案第16号は、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の主旨を十分ご理解の上、質疑をお願いいたします。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

ないようでございますので、議案第1号から議案第16号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託(議案第1号~議案第13号、議案第16号)

○議長(濵野良一君)

ただ今議題となっております議案第1号から議案第13号及び議案第16号の各議案については、土庄町議会会議規則第38条第1項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第13号及び議案第16号の各議案については、 所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお 願いいたします。

討論、採決(議案第14号~議案第15号)

○議長(濵野良一君)

日程第 18、議案第 14 工事請負契約の締結についての討論を行います。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案14号を原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵野良一君)

日程第 19、議案第 15 号 工事請負契約の変更についての討論を行います。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。 これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号を原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

伝法川防災溜池事業組合議員の選挙(選挙第1号)

○議長(濵野良一君)

日程第 21、選挙第 1 号 伝法川防災溜池事業組合議員の選挙についてを議題といたします。本組合議会の議員は、伝法川防災溜池事業組合規約第 5 条第 2 項第 2 号の規定により、本町議会の議員の被選挙権を有する者のうちから 3 名を選出することになっております。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦と決しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

伝法川防災溜池事業組合議員に出水利明君、丹生年一君、西 孝博君を指名 いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました諸君を伝法川 防災溜池事業組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選いたしました。

議案の上程、趣旨説明(発議第1号)

○議長(濵野良一君)

日程第 22、発議第 1 号 所得税法第 56 条及び第 57 条の見直しを求める意 見書については議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

5番 岡野能之君。

○5番(岡野能之君)

発議第1号 所得税法第56条及び第57条の見直しを求める意見書についての議案を土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。説明はすでにお手元に配布しております意見書を読み上げまして趣旨説明に代えさせていただきます。

所得税法第56条及び第57条の見直しを求める意見書。中小企業者は、地域経済活動の担い手として、日本経済の発展に貢献してきたところである。

その中小企業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は、所得税法第56条の規定により、必要経費に算入しないこととされている。これゆえに配偶者もさることながら、子どもなどの家族従事者は社会的にも経済的にも全く自立できない状況である。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足にも影響している。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費 としており、日本だけが世界の進歩から取り残されている。民法、労働法や 社会保障の上においても、一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障さ れた権利を税法上でも要求するものである。また、2016年に開催された国連 女性差別撤廃委員会においても女性の経済的な自立を妨げていると同様の見 直しを求めている。また、これまでに香川県議会を含め、多数の自治体の議 会が所得税法第56条の見直し・廃止の決議、意見書を国に提出している。

家族従事者は、事業の重要な担い手である。よって国におかれては適正な税の申告、税の公平性に考慮し、所得税法第 56 条とその条例を規定する第 57 条を合わせて見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(濵野良一君)

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑(発議第1号)

○議長(濵野良一君)

ただ今説明のありました発議第1号について質疑を行います。 質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決(発議第1号)

○議長(濵野良一君)

発議第1号、所得税法第56条及び第57条の見直しを求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会

○議長(濵野良一君)

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

なお、引き続き総務建設常任委員会を開催いたしたいと思います。5 分後を目途に委員、また執行部の提案の準備が整い次第、開催をいたしたいというふうに思いますので委員会室のほうにお集まりをお願いいたします。

散 会 午前11時12分